

## 9 国家戦略特区の推進について

(財務省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

### 【内容】

- (1) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、愛知県国家戦略特別区域区域計画に位置付けられた事業が着実に実施できるよう、必要な財源の確保、課税の特例措置の拡充など、本県の国家戦略特区の取組を支援すること。
- (2) これまでに提案を行った医療ツーリズムの推進のための規制改革、資格・能力を有する外国人の新たな在留資格の創設、近未来技術実証に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用などについて、必要な措置を速やかに講じること。

(背景)

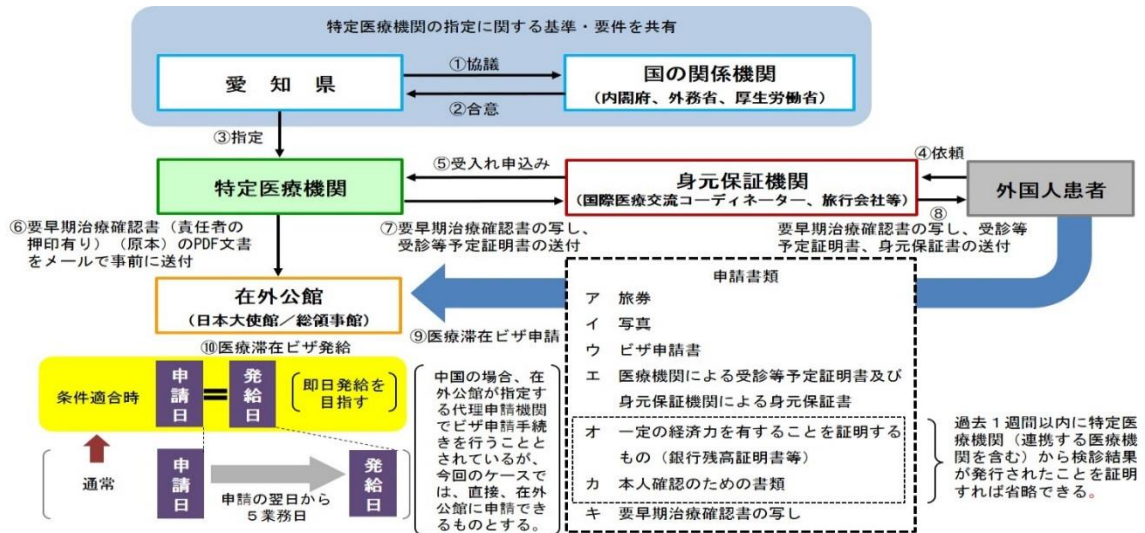
- 本県は、平成27年8月28日に国家戦略特区の区域指定を受け、国内最大のモノづくりの集積地として、我が国の成長をけん引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、全力で取り組んでいるところである。
- これまでに6回開催された国家戦略特別区域会議において、有料道路コンセッションを始め、教育、農業、医療、雇用・労働、近未来技術、都市再生、外国人材などの分野を盛り込んだ区域計画が決定され、その内容を充実させてきた。中でも、ともに日本初の取組である有料道路コンセッションについては平成28年10月からスタートしており、愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営も平成29年4月から始まった。
- 規制の特例措置等の活用を始め、国家戦略特区を一層推進していくためには、平成30年度以降も引き続き国において関連予算を確保するとともに、課税の特例措置を拡充する必要がある。
- 今後実現すべき規制改革事項として、第1回区域会議では、自動運転・無人飛行ロボット・リハビリ遠隔医療ロボットといった近未来技術の実証について、第2回区域会議では、将来的な労働力の不足に対応するため、外国人の産業人材の受入れに関する規制緩和について、第3回区域会議では、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用について、平成28年度の新たな措置に係る提案募集では、水素スタンドにおけるセルフ充填の可能化について、それぞれ国に提案してきた。
- 加えて、平成28年11月には、医療ツーリズムの推進のための規制改革及び農業分野への外国人材の受入れ拡大について、平成29年6月には、PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和について、それぞれ国に提案した。

( 参 考 )

◇新たな規制改革に関する提案の概要

<医療ツーリズムの推進のための規制改革>

海外からのニーズが高く、日本が国際的優位性を有する医療分野について、日本の医療を迅速に提供するため、できるだけ早期に治療が必要な外国人患者の医療滞在ビザ発給を迅速化する。

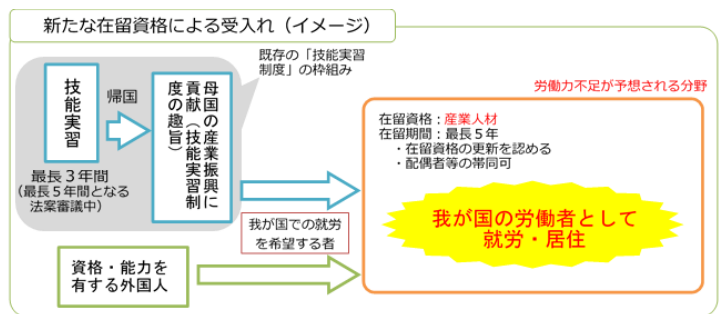


<農業分野への外国人材の受入れ拡大>

労働者不足による成長・発展のボトルネックを解消し、競争力のある「強い農業」の実現に向け、特定の要件を満たす外国人材が農業に就労できるよう、在留資格「特定活動」に位置付ける (平成29年9月22日、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が施行)。

<資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受入れ>

過去に「技能実習制度」を優秀な成績で修了した外国人や、それに相当する資格・能力を持つ外国人のうち、我が国の労働者として雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する (受入れ分野、人数は国内労働者の雇用等に十分配慮)。



<近未来技術の実証に係る制度整備>

自動運転実証、無人飛行ロボット実証、リハビリ遠隔医療・ロボット実証に係る制度整備

<有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用>

コンセッションで道路公社の収入となる運営権対価のうち一時金について、県の施策推進の財源に活用するための新たな特例措置を創設する。

<PF I事業により将来の用途廃止が確定している行政財産 (土地) に係る売払い制限の緩和>

PF I事業契約が締結され、将来、公用又は公共用に供されないことが確定している行政財産 (土地) については、現に建物が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とする。

<水素スタンドにおけるセルフ充填の可能化>

ガソリンスタンド同様、水素スタンド (水素ステーション及び水素供給設備) でのセルフ充填を認める。